

環境アセスメントの対象事業一覧(その1)

対象事業		環境影響評価法		広島県環境影響評価に関する条例	広島市環境影響評価条例
		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)		
道路	高速自動車国道	すべて	—	—	新設又は改築(車線の増加に係る部分の長さが1km以上)
	首都高速道路など	4車線以上のもの	—	—	
	一般国道	4車線 10km以上	4車線以上 7.5km～10km	一般国道、県道、市町村道、臨港道路等:4車線長さ5km以上	一般国道、県道、市町村道、臨港道路等: 新設(4車線以上かつ3km以上)又は 改築(4車線以上かつ 車線増加に係る部分の長さが3km以上)
	大規模林道	2車線 20km以上	2車線 15km ～ 20km以上	長さ10km以上	新設(幅員6.5m以上かつ3km以上) 又は改築(幅員6.5m以上かつ車線の増加に係る部分の長さが3km以上)
河川	ダム、堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha～100ha以上	ダム:貯水池の区域の面積 50ha以上 堰:湛水面積 50ha以上	ダム:新築(貯水面積が ⁸ 40ha以上) 堰:新築(湛水面積が ⁸ 40ha以上 又は改築(湛水面積が ⁸ 20ha以上増加し かつ改築後の湛水面積が ⁸ 40ha以上)
	放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha以上	土地改変面積 75ha～100ha	改変面積 50ha以上	新築(土地の形状変更面積が ⁸ 40ha以上)
鉄道	新幹線鉄道	すべて	—	—	—
	鉄道、軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km	すべて(改良にあつては長さ5km以上)	建設又は施設の改良(改良に係る部分の長さが1km以上)
飛行場		滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m～2500m	すべて (変更にあつては滑走路1250km以上かつ250m以上の延長等)	設置又は滑走路の延長(250m以上の延長)
発電所	水力発電所	出力 3万kw以上	出力 2.25万kw～3万kw	出力 1.5万kw以上	設置(出力1.5万kw以上)又は変更(出力1.5万kw以上)
	火力発電所	出力 15万kw以上	出力 11.25万kw～15万kw	出力 7.5万kw以上	設置(出力5万kw以上)又は変更(出力5万kw以上)
	地熱発電所	出力 1万kw以上	出力 7500kw～1万kw	—	—
	原子力発電所	すべて	—	—	—
廃棄物	最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha～30ha	面積 10ha以上	設置(3ha以上)又は変更(3ha以上の増加)
	一般廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 8t/時以上	—
	し尿処理施設	—	—	処理能力 150kL/日以上	設置(100kL/日以上)又は変更(100kL/日以上の増加)
	産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 8t/時以上	設置(8t/h以上)又は変更(8t/h以上の増加)